

## 議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第6回総会
開催日時	令和3年9月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時31分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光  4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳  7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 阿 鈴 木 巖  10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男  13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五 十 嵐 幸 喜  16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅  19番 芳 賀 秀 二 20番 小 野 寺 義 幸 21番 三 佐 藤 久 順  22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局  事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠  農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 北浦 成仁、主査 千葉 貴行、  主事 安保 智  書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>
議 題	<p>報告第21号 農地法第18条第6項の規定による届出について  報告第22号 使用貸借権の合意解約について  報告第23号 農地の現状変更届出について  報告第24号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について  議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について  議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について  議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  議案第40号 非農地証明願について  議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について  議案第42号 買受適格証明願について  議案第43号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について  議案第44号 農地賃借料情報の提供について</p>

会 議 結 果	<p>議案第 36 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 37 号 承認相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 38 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 39 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 40 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 41 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 42 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 43 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 44 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 3 年度登米市農業委員会第 6 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案書</li> <li>・ 議案説明資料</li> <li>・ 農地法第 3 条調査書</li> <li>・ 買受適格証明願調査書</li> <li>・ 諸般の報告</li> </ul>
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、6 番 阿部 晃徳 委員、7 番 柴崎 専一 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 4、報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 5、報告第 22 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 22 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 23 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 23 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 24 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 24 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全</p>

て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、借受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。

第6号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。

進行番号2番について、20番 小野寺 義幸 委員

《支障なしの声を確認》

進行番号3番について、22番 上野 栄公 委員

《支障なしの声を確認》

進行番号8番について、17番 芳村 忠市 委員

《支障なしの声を確認》

進行番号10番から14番について、19番 芳賀 秀二 委員

《支障なしの声を確認》

進行番号15番について、13番 鈴木 泰子 委員

	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 16 番について、5 番 田島 幹雄 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 17 番、18 番について、15 番 五十嵐 幸喜 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 36 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>7 番、柴崎 専一 委員</p>

7 番委員	<p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 9 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、南方町地内で一般個人住宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、当初計画者が居宅を新築する計画でありましたが、建築計画に迷いが生じ保留をしていた。その後、建売住宅を購入したため、居宅を新築する必要がなくなった。</p> <p>そのため、承継者へ事業者を変更するものですが、転用目的等に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 9 月 27 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 10 番 佐藤 幸治 委員 20 番 小野寺 義幸 委員 7 番 柴崎 専一 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
12 番委員	<p>許可の現地調査をされておりますから問題ないのですけれども、当初計画の許可年月日が平成 10 年ということになりますと、22、3 年前に許可されていたことになります。この間、この土地については、誰がどのように管理されて、一般的には実施したならば、建てたらば、転用したならば、状況報告というものが必ずあると思うんですけれども、県においてはその辺の事務処理とか手続きとか、ただ 23 年も投げておいても十二分に今、変更できるからということに対応出来るものなんではなかね。その辺の管理はどうなんではなかね。</p>
事務局	<p>委員さんおっしゃるとおりなんですけれども、許可日から 22、3 年っていうことになりましたが、管理は地権者の方が今まで草刈り等、行っていたということで聞いております。</p>
議長	<p>委員さん、よろしいですか。</p>
12 番委員	<p>それで許可を受けて転居をすると、居宅を新築するということで転用目的な訳で、新築しないで、更地で管理されても県では転用で許可継続されていたのですか、その辺は。</p>

事務局	<p>本来ならば進捗状況、転用完了報告ということで、通常であれば県に届けるような形になるんでしょうけれども、おっしゃるとおり、そのまま今の今まで来たというような形になっております。</p>
12 番委員	<p>こういうことは、前例にならないんですか。</p> <p>その辺、委員会のほうでも、やっぱり事務局のほうでもぜひ言ってみたほうがいいと思います。</p> <p>例えば他のものについては、許可してからすぐ建てろと言って、実施状況とか写真とかなんか持って来いって言ってる反面、22、3 年も構わないでおいても新たな変更申請をして、転用許可になるということになれば、どっちのほうがいいかどうか私も分からないですが、やはり、正規のとおりやっていくほうが、県に対して話しておいたほうがいいと思います。</p> <p>事務局がどうのこうのではなくて、県が許可したんだから、許可権限者が適正な管理をしろっていうことくらい言ってもいいと思いますよ。</p> <p>その辺、お願いします。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 37 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>農地法第5条の進行番号11番につきましては、取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が11件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
7番委員	<p>7番 柴崎 専一 委員</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地に既にコンクリートによる作業通路が整備されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に建売住宅3棟を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸自動車展示場用地を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地の隣地に太陽光発電施設を整備するため、その資材置場及び駐車場として3カ月間、一時転用するものです。農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地に農業機械やその他資材が既に置かれていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にガレージを新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は、既に農外利用されていたことから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年9月27日

現地調査委員 10番 佐藤 幸治 委員  
20番 小野寺 義幸 委員  
7番 柴崎 専一 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

16 番、尾張 勝 委員

16 番委員

登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 9 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

また、申請地が既に造成されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 8 番、9 番については、別紙議案説明資料 28 ページから 33 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 10 番については、別紙議案説明資料 34 ページから 36 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 40 ページから 42 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設がある、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

また、申請地が既に造成されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 3 年 9 月 27 日

現地調査委員 13 番 鈴木 泰子 委員

15番 五十嵐 幸喜 委員  
16番 尾張 勝 委員

議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第38号、議案第39号について、一括して質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第38号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第39号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第12、議案第40号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われれます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。

<p>議長</p>	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p> <p>これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第40号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第40号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第13、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件については、所有権移転が6件、利用権設定が9件、一括方式が7件となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>所有権移転の進行番号3番が19番 芳賀 秀二 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号3番についての審議に入ります。</p>

議長	<p>本案件は 19 番 芳賀 秀二 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 41 号の所有権移転の進行番号 3 番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>19 番 芳賀 秀二 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 41 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 41 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 42 号「買受適格証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「買受適格証明願調査書」により、農地法第 3 条と同様に確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、願出人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、願出人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、願出人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p>

	<p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認して</p> <p>いただくことにしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号 4 番から 21 番については、私が担当委員になり、支障ありま</p> <p>せん。</p>
議長	<p>進行番号 1 番から 3 番について、7 番 柴崎 専一 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 42 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は願出のとおり証明し、証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合には、当職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することにご異議ござ</p> <p>いませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 42 号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明し、前述の条件により許可することに決定しました。</p>

議長	<p>日程第 15、議案第 43 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和 2 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 43 号について、質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 43 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 43 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 44 号「農地賃借料情報の提供について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 44 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 44 号「農地賃借料情報の提供について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで、事務局から、前回の総会での質問事項についての説明がございます。</p>
事務局	<p>前回、第 5 回総会におきまして、21 番 佐藤 久順 委員から、議案第 30 号の農地法 3 条の許可申請の中で、子どもから親への農地の贈与の際に、贈与税はどうなっているのかというご質問がございましたので、事務局から説明をさせていただきますと思います。</p>
事務局	<p>前回、21 番委員からご質問にありました質問、2 つございます。 まず、第一点。親から子への贈与については、贈与税の猶予が受けられますけれども、子から親へ贈与した場合は猶予を受けられるのか、という質問でございました。 これについて、税務署のほうへ問い合わせをいたしまして、子から親への贈与については、猶予制度はございません、ということでした。  二点目。親から子への贈与により、納税猶予を受けた農地を返納した場合はどうなるのか、ということについてです。 納税猶予を受けた農地を子から親へ返納、贈与ということになりますけれども、贈与することになった場合、猶予された税金に利子税が加わり、さらに贈与税が発生することになる、ということで回答をいただいております。 以上でございます。</p>
議長	<p>この件については、質問は受け付けませんので。 それと、事務局。先ほどの 12 番委員からの件、県に話をしてみてもらえます</p>

事務局	か。
事務局	はい。
議長	次回でいいですから、報告をお願いします。
事務局	はい。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和3年度第6回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和3年9月27日

議 長(会長) \_\_\_\_\_ 高橋 清範

議事録署名人 6番 \_\_\_\_\_ 阿部 晃徳

議事録署名人 7番 \_\_\_\_\_ 柴崎 専一